令和5年5月26日

総 務 大 臣 松 本 剛 明 殿

> 情報通信行政·郵政行政審議会 会 長 相 田 仁

答 申 書

令和5年3月24日付け諮問第3164号をもって諮問された事案について、審議の結果、 下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりで ある。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方 (長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定)

意 見	考え方	意見を踏まえた
		案の修正の有無
意見 1 接続料の透明性・公平性および接続事業者の予見可能性担保の観点か	考え方 1	
ら、第9次 IP-LRIC モデルにより算定される令和5年度の接続料水準につ		
いて、令和4年度からの上昇分の根拠を明らかにすべき。		
〇 長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料について、令和 4 年度に	〇 NTT東日本・西日本の申請においては、第9次 IP-	なし
比べ、第9次 IP-LRIC モデルにより算定される接続料水準が+12%と、当初	LRIC モデルに入力した通話時間・通話回数等及びそれ	
の見通し※より大幅に上昇しており、事業計画に一定の影響を及ぼしていま	らの予測方法並びに同モデルにより算定した各機能	
す。	の接続料原価が算定根拠として示されているところ	
当該接続料上昇の理由につきましては NTT 東西殿の算定根拠の中で明ら	です。	
かにされているものではないことから、接続料の透明性・公平性および接続	〇 今般の申請にあたり第9次 IP-LRICモデルに入力さ	
事業者の予見可能性担保の観点から、当該上昇分の根拠を明らかにすべきと	れた通話時間・通話回数が、御指摘の情報通信審議会	
考えます。	答申における試算時の入力値を大きく下回っている	
	ことが、試算時からの上振れの要因の一つであると承	
※「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方~IP網への移行完	知しています。	
了を見据えた接続制度の整備に向けて~最終答申」(令和3年9月1日)	〇 また、NTT東日本・西日本においては、接続約款	
P69 図表 27 各モデルによる接続料の試算結果	変更の申請にあたり、接続料の公平性・透明性の観点	
(ソフトバンク株式会社)	から、引き続き、必要な説明・情報の開示を行うべき	
	であると考えます。	
意見2 NTT東日本・西日本においては、設備仕様による影響や制約事項等	考え方2	
がある場合には、当該情報を含めて議論できるよう、早い段階で事実を確認		
し、説明することを要望。		
〇 ワイヤレス固定電話の接続料について、接続料規則第3条に基づく許可申	○ ワイヤレス固定電話及びひかり電話の通話におい	なし
請により、規定された「加入電話・メタル IP 電話接続機能」とは異なる「光	て同じ識別情報が付与されるという情報は、御指摘の	
IP 電話接続機能」の接続料の適用が申請されております。今回の申請内容	とおり制度の設計に大きく影響を与えるものです。こ	
は、接続事業者にとって不利益となるものではなく、かつ接続事業者の意向	のことに鑑みれば、NTT東日本・西日本においては、	

を踏まえたものであることから適当と考えますが、一方で、ワイヤレス固定	先般の情報通信審議会において議論に必要な情報と	
電話の接続料については、令和3年末から令和4年9月の情報通信審議会答		
申まで複数回に渡り議論を重ねてきたものです。NTT 東日本・西日本の設備	〇 今後、同社においては、接続ルールに関する議論等	
仕様により、ワイヤレス固定電話とひかり電話が同じ識別情報を付与される	において必要となる可能性がある情報を積極的に審	
という事実は、議論の前提として重要なものであり、本来であれば、議論す	議会等に提供することが適当と考えます。	
る段階で開示していただくべき情報と考えます。NTT 東日本・西日本におい		
ては、仕様による影響や制約事項等がある場合には、当該情報を含めて議論		
できるよう、早い段階で事実を確認し、ご説明いただくよう要望いたします。		
(KDDI株式会社)		
意見3 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料の算定における適	考え方3	
正利潤について、報酬の構成要素に含まれるレートベース、自己資本比率、		
自己資本利益率、 β 値について、それぞれの算定に当たっての考え方や算定		
方法の適正性を検証するため、客観的な観点から議論を進めることを期待。		
〇 第一種指定電気通信設備との接続に関しては、令和4年3月28日情報通	〇 適正利潤の算定方法については、総務省において、	なし
信行政・郵政行政審議会答申において「報酬額の算定方法について必要に応	御指摘の観点も含め、必要に応じて見直しを検討して	
じ見直しを検討していくことが適当」との考え方が示されたこと (第 68 回	いくことが適当と考えます。	
接続料の算定等に関する研究会(本年2月20日)資料68-4P1)に基づき、		
同研究会で現在、その接続料の算定における適正利潤について議論が行われ		
ております。		
報酬の構成要素に含まれるレートベース、自己資本比率、自己資本利益率、		
β 値それぞれの算定に当たっての考え方や算定方法について、その適正性を		
検証するためにも、他の公共事業(電力・ガス・鉄道等)や諸外国の事例を		
参考にするなど、客観的な観点から議論を進めていただけることを期待しま		
す。		
(楽天モバイル株式会社)		
意見4 スタックテストは、接続料水準の妥当性や、競争事業者との間におい	考え方4	
て、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確認する上で必要。		
引き続きスタックテストによる検証の実施を要望。		

○ スタックテストは、接続料と利用者料金の関係を検証することが目的であ ○ スタックテストの在り方については、総務省におい なし るため、接続料水準の妥当性や、第一種指定電気通信設備を利用する競争事 業者との間において、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを確し 認する上で必要と考えます。

て、御指摘の観点も含め、必要に応じて検討していく ことが適当と考えます。

当該機能を利用する接続事業者がいる以上、引き続きスタックテストによ る検証の実施を要望いたします。

(KDDI株式会社)